

つくばみらい市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名中「市長」を「つくばみらい市長」に改める。

第1条及び第2条中「市長」を「つくばみらい市長」に改める。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第7条及び第8条中「525円6銭」を「541円31銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年8月31日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 印

提案理由

公職選挙法施行令の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第12号)新旧対照表

改正案	現行
<p>つくばみらい市議会議員及び<u>つくばみらい市長</u>の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項及び第143条第15項の規定に基づき、つくばみらい市議会議員及び<u>つくばみらい市長</u>の選挙における法第141条第1項に規定する自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用及び法第143条第1項第5号に規定するポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(公費負担の範囲)</p> <p>第2条 市は、つくばみらい市議会議員及び<u>つくばみらい市長</u>の選挙における候補者(以下「候補者」という。)が選挙運動用自動車を使用し、及び選挙運動用ポスターを作成する費用について、第8条に規定する金額の範囲内において負担することができる。ただし、候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により市に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)</p>	<p>つくばみらい市議会議員及び<u>市長</u>の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項及び第143条第15項の規定に基づき、つくばみらい市議会議員及び<u>市長</u>の選挙における法第141条第1項に規定する自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用及び法第143条第1項第5号に規定するポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(公費負担の範囲)</p> <p>第2条 市は、つくばみらい市議会議員及び<u>市長</u>の選挙における候補者(以下「候補者」という。)が選挙運動用自動車を使用し、及び選挙運動用ポスターを作成する費用について、第8条に規定する金額の範囲内において負担することができる。ただし、候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により市に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)</p>

第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条に規定する契約に基づき一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に支払うものとする。

- (1) (略)
- (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借り入れ契約(以下「自動車借り入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借り入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用するときは、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が1万6,100円を超えるときは、1万6,100円とする。)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者について法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による届出のあった日からその選

第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条に規定する契約に基づき一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に支払うものとする。

- (1) (略)
- (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借り入れ契約(以下「自動車借り入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借り入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用するときは、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が1万5,800円を超えるときは、1万5,800円とする。)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者について法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による届出のあった日からその選

挙の期日の前日(法第100条第1項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。第8条において同じ。)までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることについて、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ (略)

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第7条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条に規定する契約に基づきポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が541円31銭を超えるときは、541円31銭とする。)に、作成枚数(当該作成枚数が当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を超えるときは、選挙運動用ポスター掲示場の数とする。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に支払うものとする。

(公費負担の限度額)

第8条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 選挙運動用ポスターの作成については、541円31銭に当該選挙が行われる区域における選挙運動用ポスター掲示場の数を乗じて得た金額

挙の期日の前日(法第100条第1項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。第8条において同じ。)までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることについて、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ (略)

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第7条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条に規定する契約に基づきポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が525円6銭を超えるときは、525円6銭とする。)に、作成枚数(当該作成枚数が当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を超えるときは、選挙運動用ポスター掲示場の数とする。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に支払うものとする。

(公費負担の限度額)

第8条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 選挙運動用ポスターの作成については、525円6銭に当該選挙が行われる区域における選挙運動用ポスター掲示場の数を乗じて得た金額